



令和8年（2026年）2月10日	
所 属	児童相談所設置準備担当
所属長	清水 徹
電 話	06-6423-7008

令和8年4月1日から中核市として児童相談所を開設します

尼崎市では、令和元年10月に「子どもの育ち支援センター（愛称：いくしあ）」を開設し、課題や困難を抱える子どもたちと子育て家庭に寄り添い、福祉・保健・教育等が連携しながら、子どもの成長段階に応じて、切れ目なく総合的な支援を行ってきていますが、1つの自治体で児童相談所機能も担い、一貫した支援を実現することで児童虐待等により効果的に対応していくため、令和8年4月1日から中核市として児童相談所を開設します。

1 名称及び設置場所等について

(1) 名称

尼崎市児童相談所

(2) 設置場所

尼崎市若王寺2丁目18番7号
あまがさき・ひと咲きプラザ内
子どもの育ち支援センター新館

(3) 管轄区域

尼崎市全域



2 児童相談所が目指す支援について

(1) 基本理念

子どもファーストな視点に立った予防から自立まで一貫した支援の実現

(2) 「いくしあ」と児童相談所の一体的かつ一貫した支援

▼合同会議の実施（受理会議・支援方針会議）

- ・「いくしあ」と児童相談所で全ての相談を共有し、当面の対応や支援方針を合同で決定
- ・多職種の職員が合同会議に参加し、支援方針を決定

▼課・係の枠組みを超えた支援チーム

- ・「いくしあ」と児童相談所の各専門職で支援チームを編成

3 一時保護所について

(1) 基本理念

子どもの権利が守られ、子どもが安心できる一時保護所

(2) 支援方針

▼子どもの権利擁護の推進

- ・意見箱の設置やこども会議の実施
- ・手厚い学習保障（通学支援、学習指導員による保護所内学習の充実）

▼「いくしあ」や児童相談所内での密な連携

- ・一時保護所における観察会議に「いくしあ」の児童CWや児童相談所の児童福祉司、児童心理司も参加
- ・支援方針会議に一時保護所職員も参加

- (3) 定員
30人
- (4) 設置場所
非公開

4 相談に係る各窓口の電話番号等について

市報あまがさきやホームページなどで適宜市民の皆様に周知します

以 上

児童相談所開設に至る背景

○ 尼崎市の児童虐待相談の推移



(R6内訳)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
187件	7件	652件	178件	1,024件

○ 虐待相談の自治体間比較（R6）

自治体（管内）	児童虐待相談件数	人口1,000人あたり件数
兵庫県*（尼崎市除く）	4,731件	1.53件
神戸市	3,090件	2.07件
明石市	740件	2.41件
尼崎市	1,024件	2.25件

*兵庫県は7つのこども家庭センター（尼崎・中央・西宮・川西・加東・姫路・豊岡）を所管

○ 尼崎市児童に係る一時保護の状況

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
326件	241件	449件	410件

※1日あたりの一時保護児童数 22人（R6）

（出典）ひょうごの児童相談等

- 尼崎市では、児童虐待相談件数が増加しており、近年は年間1,000件を超える状況となっており、他自治体と比較においても、人口あたりの児童虐待相談件数が多い状況です。
- そのため、市町村機能である家庭児童相談と児童相談所を一体的に運営することで、児童虐待相談等により迅速かつ丁寧に対応することを目的として、中核市として児童相談所を設置することとしました。

令和8年4月1日に尼崎市児童相談所を開設

基本理念

「子どもファーストな視点に立った予防から自立まで一貫した支援の実現」



いくしあ本館



いくしあ新館
(尼崎市児童相談所)

あまがさき・ひと咲プラザ



所在地

〒661-0974
尼崎市若王寺2丁目18番7号
あまがさき・ひと咲きプラザ内



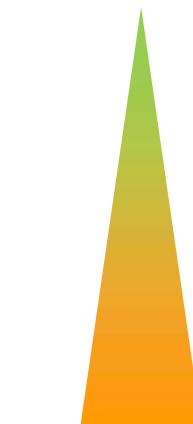
施設名称：子どもの育ち支援センター新館
延床面積：2,999.61m²
構造等：鉄筋コンクリート造（3階建）

尼崎市児童相談所について

○ いくしあと児童相談所の一体的な運営について

本市の家庭児童相談機能である「いくしあと」「尼崎市児童相談所」が一体的に運営することにより、子どもと家庭に関する相談に切れ目のない一貫した支援を実施します。

対処的アプローチ



予防的アプローチ



課・係の枠組みを超えた支援チームの編成、支援実施

児童相談所



- ・児童心理司による支援
- ・児童福祉司による支援

合同で会議(合同受理会議、合同支援方針会議等)をし、共通の方針で支援を実施

いくしあと

総合相談

家庭児童相談支援

教育相談・不登校の子ども支援

特別支援教育に関する相談・支援

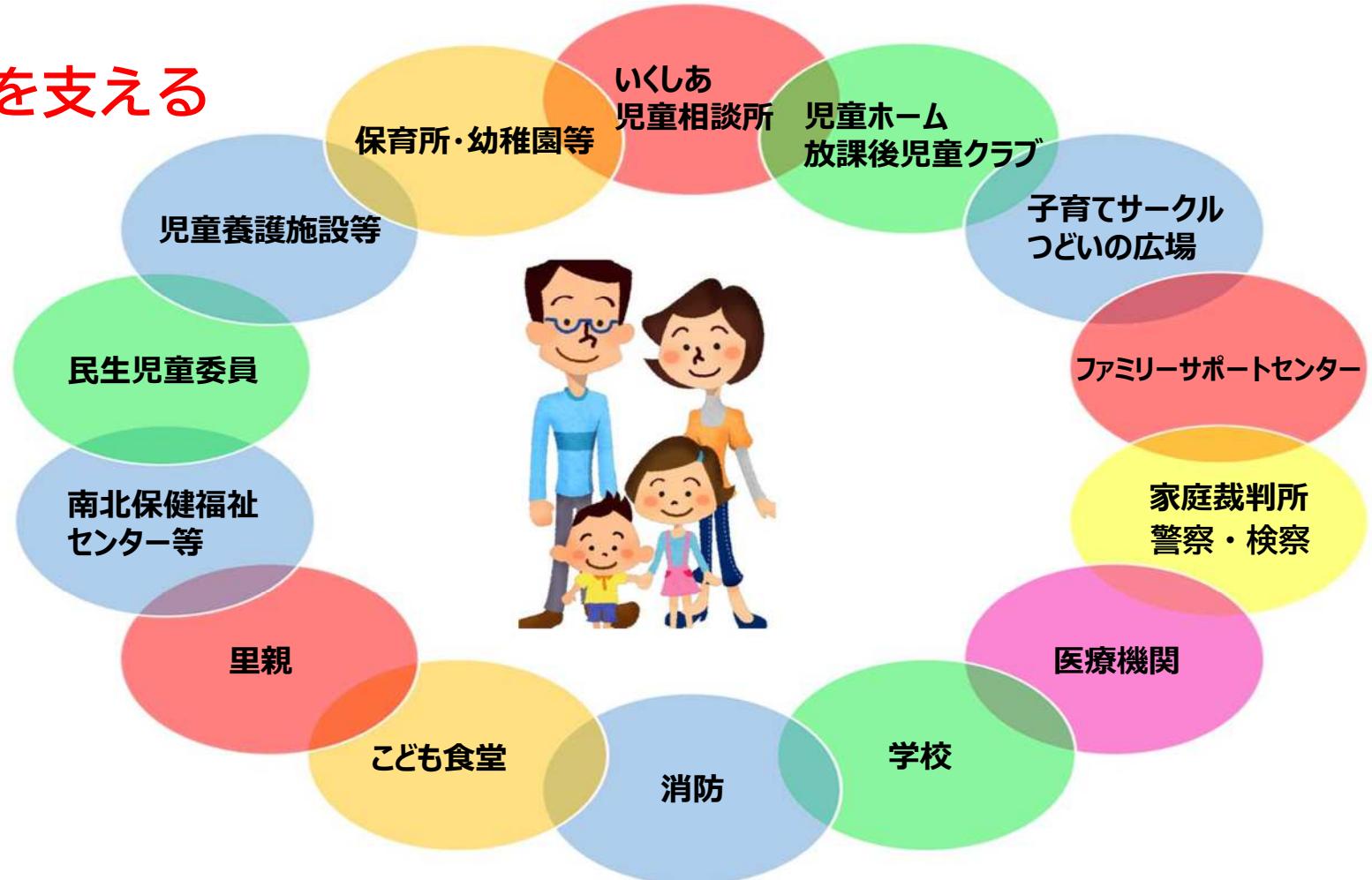
発達相談支援

青少年ひきこもり支援

ヤングケアラー支援

関係機関との連携

社会全体で
子どもの育ちを支える



一時保護所の概要

定員：30人(男児12人、女児12人、幼児 6 人)

設備：男児居室(12室)、女児居室(12室)、幼児居室(1 室)、リビング、学習室、視聴覚室、食堂、屋内外運動場 等

考慮する機能

学習環境の整備： I C T 教育に対応できるオンライン授業等の環境の確保 等

プライバシーへの配慮： 居室の個室化・パーソナルスペースの確保 等

多様性への配慮： ユニバーサルデザインに配慮した環境の確保・個浴環境の確保 等

一時保護所の特徴

特徴① 子どもの権利擁護の推進

👉 意見表明等支援事業や意見箱の設置、こども会議の実施など、子どものアドボカシーを推進

👉 在籍校への通学支援など学習保障の充実

特徴② 「いくしあ」や児童相談所内の密な連携

👉 一時保護所で行う観察会議に「いくしあ」の児童 C W や児童相談所の児童福祉司、児童心理司も参加

👉 「いくしあ」と児童相談所で行う合同支援方針会議等に一時保護所職員も参加